

Column 知財の国際舞台から

Vol.12 「到達点と通過点」

WIPO PCT 国際協力部部長 夏目 健一郎

1. 記録更新

野球で本塁打数の記録を更新したり、安打数の新記録、というように、スポーツなどさまざまな分野で色々な新記録が更新されるニュースが新聞紙上(もしくはネット上)で報道されることはしばしばある。テーマパークの入場者数、車の販売台数、企業の利益、億万長者の資産、などなど日々種々の記録が塗り替えられている。

2. 300万

300万であるが、金額ではない。WIPO が提供するグローバルサービスのひとつである PCT を活用した国際出願が 300 万件に達し、その出願が 2017 年 2 月 2 日に国際公開された。栄えある 300 万件目の出願は、ドイツの研究機関であるフラウンホーファー研究機構の出願^{*}である。「ベクトルネットワークアナライザ」という測定技術に関するものであるが、その技術内容を詳細に説明することは筆者の能力を超えているので、ご関心のある方は是非 WIPO の PATENTSCOPE からアクセスいただきたい。WIPO 本部では 2 月 16 日に出願人であるフラウンホーファー研究機構の関係者等を招き、300 万件を祝福した。

3. これまでの道のり

PCT は 1978 年に産声を上げ、2017 年で運用開始から 39 年を迎える。1978 年には数百件のオーダーでしかなかった出願が、その後、

経済活動のグローバル化に伴い利用が増加していった。最初の 100 万件に達したのは、実に 21 世紀に入った 2004 年、PCT スタートから実に 26 年後である。200 万件に達したのは 7 年後の 2011 年であり、増加スピードが加速している。それから 6 年足らずの 2017 年に 300 万件の公開である。これは出願が公開されたタイミングであり、出願されたのは更にその前の 2016 年 6 月なので実際には 5 年ほどで達している。

PCT 出願が最も多いのはアメリカであり、以下、日本、中国、ドイツ、韓国がトップ 5 に続くが、現在上位の常連のこれらの国々は必ずしも PCT 発足当初からのメンバーであったわけではない。1978 年 1 月 24 日に PCT は効力が発生したが、当時の加盟国は、中央アフリカ、コンゴ、スイス、カメルーン、ドイツ、ガボン、イギリス、マダガスカル、マラウイ、セネガル、チャド、トーゴ、アメリカの 13 カ国である。特許出願が必ずしも活発とは言えないような国々が名を連ねているところが興味深い。ちなみにトップ 5 の他の国々については、日本は効力発生から少し遅れた 1978 年 10 月 1 日に 19 番目、中国は 1994 年 1 月 1 日に 67 番目、韓国は 1984 年 8 月 10 日に 36 番目の締約国になっている。余談であるが、100 番目は南アフリカ(1999 年)、そして昨年 2016 年にジブチの加入により締約国数は 150 となり、その後、カンボジアが加わって現在は 151 カ国を数える。

PCT を含む国際条約は国がその条約に拘束されることに同意する意思表示をすることによって締約国となるが、条約が改正された場合も同様に締約国各国が改正された条約を受け入れる手続きを踏む必要がある。多くの場合、国会、議会手続きが必要であり、これは時間と労力が必要である。したがって、条約が改正されても改正後の条約を受け入れる締約国の数が少ないと、改正後の条約が効力を発生しない、ということが起こってしまう。PCT も然りであるが、一方、PCT には条約と並んで詳細な手続きを定める規則がある。規則改正は各国での国会、議会承認等の手続きが必要なく、加盟国政府が集まる会議(総会)での合意があれば、一定期間において効力を発生させることができる。国内法でも法律を改正するのは大変であるが、政令、省令であれば、比較的早く手続きができるのと似ている。これをうまく活用して PCT は条約本体の改正は最小限に留めつつ、規則改正を繰り返すことによって、実質的に進化してきた。

最も大きな改革のひとつは、国際調査段階で見解書(written opinion)を導入するようにしたことであろう。それまでは国際出願をすると先行技術文献のリストを提供する国際調査報告書がすべての出願に対して作成されたが、それらの先行技術文献に基づいてなぜ特許性がある、無いと判断したのかという説明(見解書)はなかった。見解書入手するためには別途料金を払って国際予備審査の請求をする必要があった。

国際調査報告書を作成する段階で、国際機関

の特許審査官は単に先行技術文献を探すだけではなく、それらに基づいて発明が特許性があるのか無いのかを当然に考えているので、国際調査報告書を作成するのに加えて見解書を作成するとしても別途の先行技術調査等の多大な追加負担が必要になるわけではない。したがって、国際調査報告書作成の段階でも見解書を提供することができれば、PCT がより魅力的な制度になる、というわけである。もちろん条約改正をすることもできたが、先述のとおりいつ効力が発生するかが読めないで、規則改正で対応した。ここまでの実質的な制度改正が条約本体ではなく規則を改正することによってできるというのは驚きであるが、先人のドラフティングの妙である。

4. 通過の後

中国における特許出願数が一年で 100 万件を超える昨今においては、300 万件という数字は大きくないのかもしれない。しかし 40 年近くを経て通過する 300 万という数字はやはりひとつの節目である。また 2018 年には PCT は 40 周年を迎えるので、これも新たな区切りである。300 万件も、40 周年も、他の記録と同様に最終到達点ではなく、通過点である。これらの節目を通過しながら、少しずつ国際特許制度の歴史も作られていくのだと感じている。そして PCT が利用者の方々にとってより良いサービスになるよう裏方として貢献できればと思っている。

^{*} 国際出願番号 PCT/EP2016/062897, 国際公開番号 WO/2017/017579。WIPO の無料データベース PATENTSCOPE からアクセス可能。
<https://patentscope.wipo.int/search/en/detail.jsf?docId=WO2017017579&redirectedID=true>

Ken-Ichiro Natsume

日本国特許庁にて審査官、審判官としてエレクトロニクス、コンピュータ関連の審査、審判業務に携わる。その間、カリフォルニア工科大学客員研究員、特許庁国際課、総務課、調整課審査基準室、外務省経済局、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部などにおいて、特許行政、国際交渉にも従事。2012 年に WIPO 日本事務所所長に就任し、2014 年 4 月から現職。